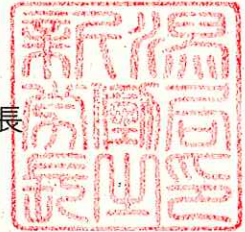


新労発基 0927 第 1 号  
令和 3 年 9 月 27 日

各 位

新潟労働局長



新潟県最低賃金額の改定に伴う周知について（依頼）

日頃より、労働行政の円滑な推進に関して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新潟県最低賃金額が、令和 3 年 10 月 1 日から時間額 85.9 円に改定されることとなりました。

新潟県最低賃金につきましては、概ね遵守されているところですが、中にはこの制度に対する理解が不十分な事業主も見受けられ、最低賃金額を下回る金額を支払われているものも認められます。

このため、新潟労働局では「パートも！ 学生アルバイトも！」をキャッチフレーズとし、最低賃金の履行確保を労使双方に広く周知することとしています。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、最低賃金の遵守について、別紙広報原稿例を参考に貴機関が発行する広報誌、ホームページ等に掲載していただきたく、格別の御協力をお願い申し上げますとともに、掲載いただいた場合には誠に恐縮に存じますが、当該広報誌を 1 部当局賃金室あてに送付いただきますようお願い申し上げます（該当記事を FAX でも構いませんのでお願いします）。

なお、リーフレットについては、当局ホームページからダウンロードすることができますので、ご活用下さい。

【ホームページアドレス】 <https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/>

担当

新潟労働局労働基準部賃金室  
赤塚

〒950-8625

新潟市中央区美咲町 1-2-1

新潟美咲合同庁舎 2 号館

Tel 025-288-3504

Fax 025-288-3515

## パートも！学生アルバイトも！

**新潟県最低賃金は**

**時間額 859円**

**になります**

新潟県最低賃金額は、従来の時間額831円から28円引き上げられ、本年10月1日から859円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられていますので、ご相談ください。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
  - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話：025-288-3528
- 働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
  - ・新潟働き方改革推進支援センター  
電話：0120-009-229 または 025-256-8701
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
  - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504
  - ・各労働基準監督署

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階

新潟労働局 労働基準部 賃金室

電話 025-288-3504、FAX 025-288-3515